末日の一年前の日までの期間の収入金額で除して得た割合がおおむね百分の八十以下となつたこととする。

（法附則第六十条第一項の総務省令で定めるところにより証明がされた場合等）

第二十八条　法附則第六十条第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた場合は、次の各号に掲げる書類のいずれかを同項に規定する耐震改修（以下この項において「耐震改修」という。）の日から六月以内に、同項に規定する耐震基準不適合既存住宅につき同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十七の二第一項の規定の適用があるべき旨の申告をした道府県知事に提出することにより証明がされた場合とする。

一　当該耐震基準不適合既存住宅の耐震改修に係る工事を請け負つた建設業者その他の者から交付を受けた書類で新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により法附則第六十条第一項の個人が当該耐震基準不適合既存住宅の取得をした日から六月以内に耐震改修に係る工事が完了しなかつた旨、耐震改修に係る契約を締結した年月日及び耐震改修をした年月日を明らかにする書類

二　法附則第六十条第一項の個人の当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつた事実の詳細、耐震改修に係る契約を締結した年月日及び耐震改修をした年月日を明らかにする書類

2　法附則第六十条第一項の規定の適用がある場合における第七条の七の規定の適用については、「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した」とあるのは、「耐震改修の」とする。

［新設］

（法附則第六十一条第二項の総務省令で定める書類）

第二十九条　法附則第六十一条第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法附則第六十一条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨を証する書類

二　法附則第六十一条第一項に規定する特例対象資産の一覧表

（政令附則第三十九条第一項第一号の総務省令で定める取得価額の計算方法等）

第三十条　政令附則第三十九条第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　購入した固定資産　次に掲げる金額の合計額

イ　当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ　当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

二　購入以外の方法により取得した固定資産　次に掲げる金額の合計額

イ　その取得の時における当該固定資産の取得のために通常要する価額

ロ　当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

2　政令附則第三十九条第一項第一号に規定する家屋で総務省令で定めるものは、同号に規定する家屋のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

［新設］

［新設］